

平成28年度フォローアップにおける
現地視察の対象校の決定について

平成28年7月15日
大学教育再生加速プログラム委員会決定

平成28年度に実施するフォローアップにおける現地視察の対象大学の決定については、大学教育再生加速プログラムフォローアップ要項の定めのほか、以下に基づきフォローアップ部会において決定する。

担当委員によるフォローアップ実施状況報告書の確認の結果、進捗に重大な遅れが見られると部会が判断したものについて現地視察を実施するものとする。